

5月は「自転車マナーアップ強化月間」です！

「自転車マナーアップ強化月間」とは？

5月は、自転車活用推進法により自転車月間とされています。

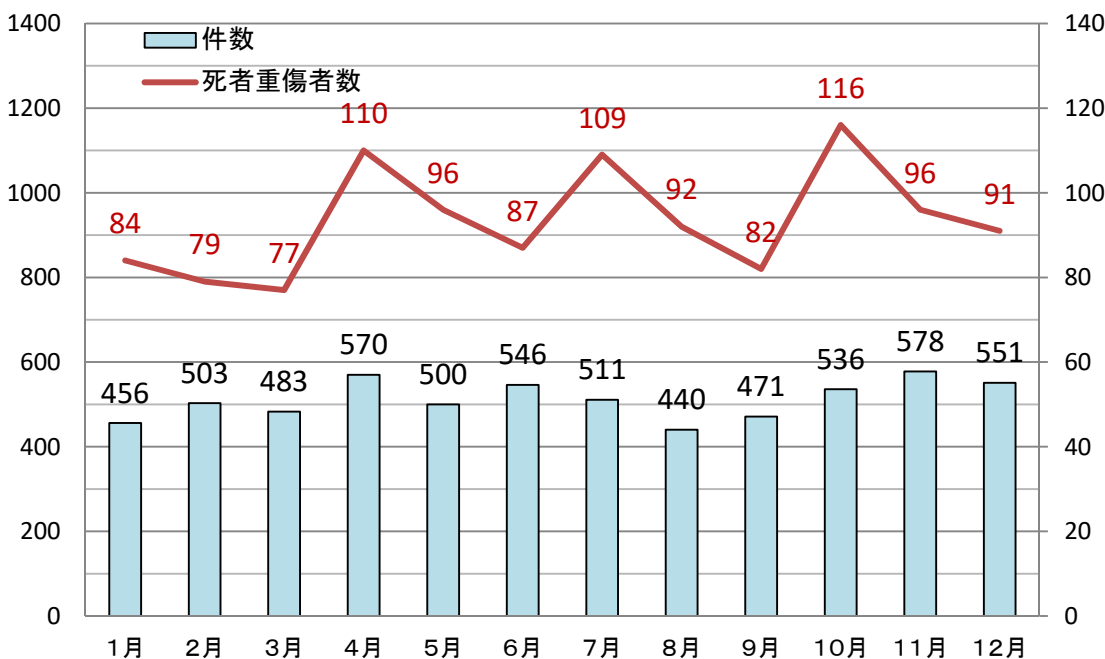
本県では、自転車月間にあわせ、平成22年から毎年5月を「自転車マナーアップ強化月間」とし、街頭啓発キャンペーンによるチラシや反射材の配布のほか、県内の高校に対し「自転車マナーアップ実践モデル校」への指定などを行っています。

令和4年度「自転車マナーアップ強化月間」スローガン

『自転車も ルールを守る ドライバー』

また、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万円もの高額な損害賠償を命じられる判決事例が出ていることなどから、**自転車損害賠償責任保険等への加入を促進しています。**

■広島県自転車関連事故の月別発生状況(平成29年～令和3年の合計)



ひろしまけん
交通指導員だより

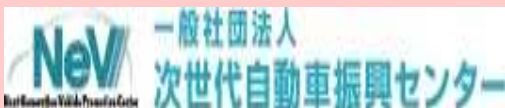
2022.3
第53号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

2022年
広島県交通安全
年間スローガン
「ゆるさない
ハンドル・スマホ
の二刀流」

高齢運転者の交通事故防止 ～安全運転サポートカー(サポカー)トピックス～
道路運送車両の保安基準の改正により、令和3年11月からは、新型乗用車等へは衝突被害軽減ブレーキが順次義務付けされています。つまり、全車がサポカーとなります。

国のサポカー補助金は、令和3年11月末で終了しましたが、令和3年度から開始されたCEV(クリーンエネルギー自動車)導入促進補助金など、「エコカー」を購入する際には補助金があります。詳しくは、



のホームページをご覧ください。



先進安全技術は、安全運転を支援しますが、事故を完全に防ぐものではありません。



安全運転サポート車普及啓発協議会キャラクター
「サポにゃん」

春の全国交通安全運動

■実施期間

令和4年4月6日(水)～15日(金)

■スローガン

ゆるさないハンドル・スマホの二刀流』

■運動の重点

1 子供を始めとする歩行者の安全確保

● 歩行者も交通ルールを遵守するとともに、自らの安全を守るための行動をとるようにしましょう。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

● 思いやりのある運転で交通事故を未然に防ぎましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

● 自転車安全利用五則を守りましょう。

■交通事故死ゼロを目指す日

令和4年4月10日(日)

県民一人一人が交通安全意識を高め、交通死亡事故ゼロを目指す日です。



横断歩道は歩行者優先です!!

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、車両は停止しなければいけません。

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道は、歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。



ドライバーの皆さんへ



横断歩道では...

- 付近での追い抜き・追い越しはやめましょう。
- 手前で速度を落とし、歩行者や自転車がいたるときは、横断歩道手前で一時停止しましょう。
- 完全に停止し、安全を確認してから、ゆっくりと発進しましょう。

歩行者の皆さんへ

- ★ 横断するときは、手を上げるなど、意思表示をしましょう。
- ★ 横断歩道が付近にある場合は、横断歩道を渡りましょう。
- ★ 信号を守りましょう。
- ★ 斜めに横断せずに、まっすぐ(直角に)横断しましょう。
- ★ 車両の直前・直後は、横断してはいけません。
- ★ 道路標識によって横断が禁止されている場所は、横断できません。